

畜産会 経営情報

NO.
404

令和 5 年
7 月 20 日

公益社団法人 **中央畜産会**
Japan Livestock Industry Association

〒101-0021 東京都千代田区外神田 2 丁目 16 番 2 号 第 2 デイ・アイシービル 9 階
TEL.03-6206-0846 FAX.03-5289-0890
URL <https://jlia.lin.gr.jp>

主な記事



1 畜産学習室

畜産特別資金借受者への経営改善指導(第 13 回)
～山形県における畜産特別資金借受者への経営改善指導～
(公社) 山形県畜産協会 菅井 勇

2 畜特資金情報

令和 3 年度畜産特別資金等借入者の計画達成に係る実績点検結果の概要について②
(公社) 中央畜産会 資金・経営対策部

3 畜産統計情報

畜産統計(令和 5 年 2 月 1 日現在)を公表
～肉用牛の飼養頭数は 268 万 7000 頭で、前年に比べ 2.8%増加～
農林水産省 大臣官房統計部

4 お知らせ

各種交付金単価の公表について

1 畜産学習室

畜産特別資金借受者への経営改善指導(第 13 回) ～山形県における畜産特別資金借受者への経営改善指導～

(公社) 山形県畜産協会 菅井 勇

はじめに

今回は、山形県における畜産特別支援資金(以下、「畜特資金」という)の借受者に対する指導体制、融資機関および支援協議会の実施する取り組み等について紹介しました。

今回は、本県における畜特資金借受者の中で、経営改善計画を着実に実行し、令和 4 年に畜特資金を完済した肉用牛肥育経営体 1 事例と、現在、経営改善計画達成のために濃密指導を行っている 1 事例について紹介します。

経営改善事例の紹介

<事例 A>

(1) 畜特資金借受けに至った経過

Aさんは地元の農業高校を昭和 52 年に卒業後、父親が営む水稲と肉用牛肥育の複合経営に親元就農し、黒毛和種 15 頭であった肉用牛肥育経営を 70 頭まで拡大して、父親とともに経営を始めました。

平成に入り牛肉自由化後の枝肉相場の急落などの影響により、経営収支が悪化したことから、平成 3 年と 4 年に合わせて 2600 万円の大家畜経営体質強化資金(畜特資金)の借

(表 1) 主な出来事と畜特資金借換の推移

年	出来事	飼養頭数	畜特資金	借入額 (円)
S52 年以前	父親が経営	15 頭		
S52	高校卒業後、親元就農し規模を拡大	70 頭		
H3 年	牛肉自由化により枝肉相場が下落し資金繰りが悪化	60 頭	大家畜畜産経営体質強化資金	25,000,000
H4 年	同 上	60 頭	大家畜畜産経営体質強化資金	1,090,000
H21 年	リーマンショックにより枝肉相場が下落し、飼料高騰等により資金繰りが悪化	44 頭	大家畜緊急支援資金	13,000,000
H22 年～ H26 年	見直し計画ヒアリングの実施	45 頭		
H25 年	飼養場所を畜産団地に移転。父親からの経営権の委譲。	46 頭		
R3 年	自己資本がプラスに転じる	30 頭		
R4 年	畜特資金を完済	23 頭		

受けにより経営を維持してきましたが、平成 20 年のリーマンショックによる枝肉相場下落や飼料高騰等の影響で、経営収支が再び悪化したことから、平成 21 年に無理のない飼養規模に縮小しながら大家畜緊急支援資金（畜特資金）1300 万円を借受けしました。以後 5 年間は見直し計画のヒアリングを行うとともに、濃密指導を行いながら経営改善に努めてきました（表 1）。

(2) 経営改善のための課題整理

当借受者については、濃密指導として経営指導を継続実施してきましたが、大きく 2 つの課題を抱えていました。一つ目は、蔵を改造した牛舎でつなぎ飼いでいたため、制限給餌で十分な増体が期待できない肥育形態となっていたこと。二つ目には、長年の間、父親がもと牛導入を担当し、本人が肥育部門を担当するといった役割分担としてきたため、肥育成績情報をフィードバックしたもと牛の選定・導入が円滑にできなかったことが挙げられます。

(3) 経営改善のための取り組みと成果

収益性をアップさせるためには、枝肉重量を大きくする必要があるといった課題をなかなか改善できないまま、負債が減らない状況が続きましたが、前述のとおり、平成 21 年に再び畜特資金を借り入れすることにより、借換前は年間 200 万円弱の償還額であったものが、借換後は 130 万円に減少し、資金繰りへの負担が軽減されました。

また、借換後の 5 年間、関係機関と連携しながら当協会が中心となって毎年度見直し計画のヒアリングで改善点と課題を洗い出すとともに、借受者、融資機関に対し濃密指導を繰り返し実施してきました。

ヒアリングや濃密指導の際には、つなぎ飼いで制限給餌としていることにより枝肉重量の改善ができずに計画通りの収益が確保されていないことが明らかであったことから、経営を存続させるためには経費をできるだけかけない空き牛舎の活用等で抜本的に飼養環境を変えることが必要との意見が出され、関係団体で空き牛舎の情報収集も行うこととしました。

そのような中、平成 25 年に転機が訪れました。融資機関である JA からの紹介で、自宅から車で 10 分ほどの畜産団地の空き牛舎を借用できるようになりました。また、団地への移転の際の牛舎改修については、団地側が経費を負担し、本人は堆肥処理に使うローダー等の使用料も含め年間 50 万円ほどの使用料を支払えばよいといった契約となっており、極力少ない経費負担での空き牛舎利用が可能となりました。

畜産団地への移転により、つなぎ飼いから群飼に変わり、飼養密度、換気、敷料等の飼養環境が改善されてきたことに加え、団地への移転を契機に父親からその経営全てを任されることになり、もと牛導入も含め本人主導の肥育経営を実現することができました。

もとより、本人は勉強熱心でまじめな性格であることから、枝肉結果をもと牛導入や飼養管理にフィードバックしてひとつひとつ見直していくといった手法が功を奏し、それ以降、枝肉重量は飛躍的に向上、平成 25 年で

出荷牛平均 388kg であったものが令和 3 年には 471kg となっています（図 1）。

また、5 等級割合が上昇するとともに、DG が向上し肥育日数を短縮できたことで年間肥育回転率が上昇、平成 26 年以降枝肉単価が高く推移したことも相まって、結果として 1 日 1 頭当たり増価額はアップし（表 2）、肉用牛収益と自己資本比率はともに上昇しました（図 2・3）。

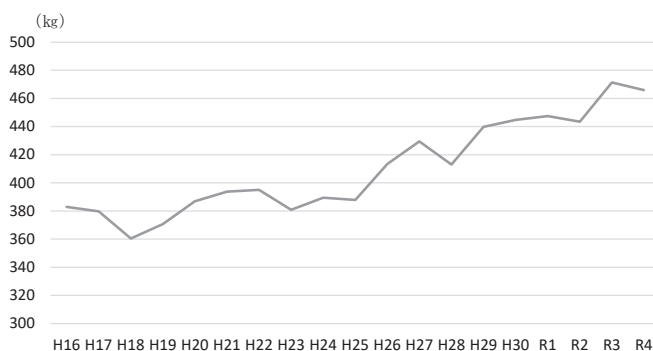
その他にも、預託肥育の受託や、稲作の無人ヘリによる農薬防除作業の受託等、事業外収入の確保や、生活面では家族内（両親・本人夫婦・子供 3 人）での話し合いにより一丸となって生活費・教育費等の経費節減に取り組んだ結果、負債合計額も大幅に減少し（図 4）、初めて畜特資金を借受けてから 32 年目の令和 4 年、ついに畜特資金を完済することができました。

本人からは「長年にわたり畜産協会をはじめ関係機関から適切で丁寧な指導を受け、経営が目に見えて改善されてきて良かった。今

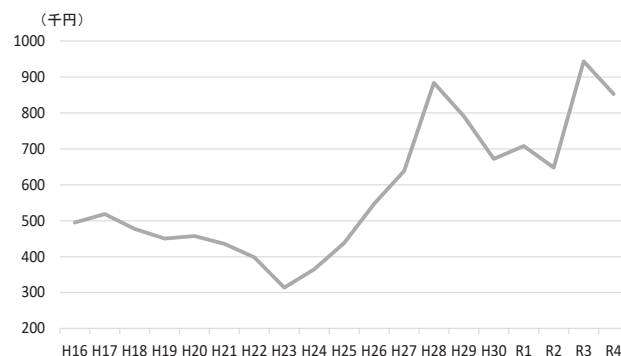
（表 2）経営・生産技術の推移

項 目		単位	H16	H21	H25	R3	R4
経営指標	肥育規模	頭	48	44	46	31	23
	肥育牛 1 頭当たり肉用牛収益	千円	495	436	438	944	853
	負債合計	千円	31,347	35,525	31,819	17,629	8,401
	自己資本比率	%	-30.1	-53.6	-19.5	19.4	37.4
技術指標	導入時価格	千円	340	470	366	635	625
	販売価格	千円	943	737	759	1,201	1,214
	枝肉重量	kg	383	394	388	471	466
	5 等級割合	%	44	22	15	33	56
	4 等級割合	%	40	41	50	54	44
	肥育日数	日	672	655	650	573	582
	DG	kg	0.52	0.52	0.52	0.77	0.70
	1 日 1 頭当たり増価額	円	896	403	603	988	1,017
	枝肉 kg 単価	円	2,463	1,870	1,958	2,549	2,606

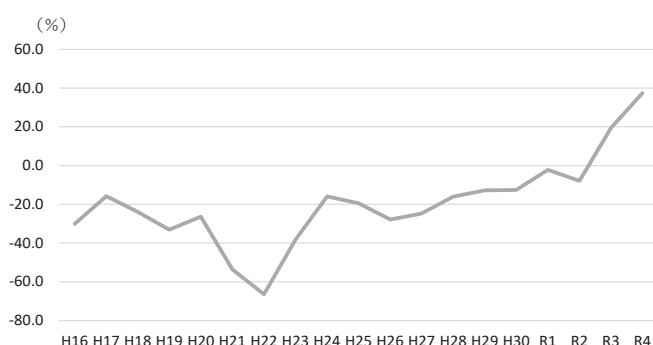
(図1) 枝肉重量の推移



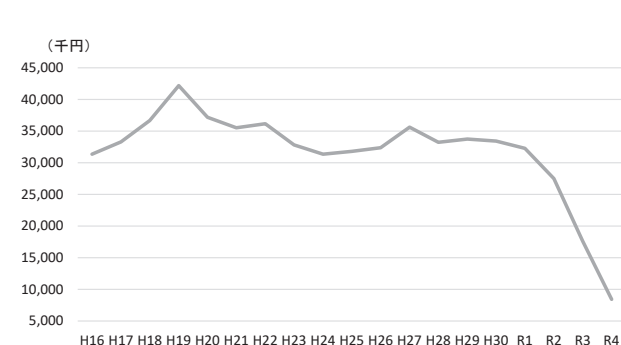
(図2) 肥育牛1頭当たり肉用牛収益の推移



(図3) 自己資本比率の推移



(図4) 負債合計の推移



後の経営意欲も増してきている」との感謝の言葉をもらっています。

<事例B>

(1) 畜特資金借受けに至った経過

Bさんは黒毛和種の肥育牛390頭、繁殖牛18頭規模の一貫経営を行っています。平成24年に150頭規模の牛舎を増設しましたが、飼料やもと畜価格の高騰等の影響により運転資金が不足したため、平成25年に(株)日本政策金融公庫からセーフティーネット資金を借り入れて経営を維持してきました。しかし、約定償還額が年間1000万円を超え、買掛未払金の返済が滞りがちになるなど、資金繰りが悪化したため、平成30年に大家畜特別支援資金(畜特資金)を借り受け経営改善を図ることになりました。

(2) 経営改善のための課題整理

枝肉成績は県全体の平均から比べても良好で、比較的高い単価で販売されており、県域の枝肉共進会でもチャンピオン賞を受賞するなど優秀な成績を上げている反面、飼料費やもと畜費にかかるコストが大きく利益が少ないという課題がありました。

(3) 経営改善のための取り組みと成果

畜特資金の借入金が1億円を超す案件のため、利益の上がる経営体質に改善し、借入金を改善計画に添って着実に返済できるよう、借受後5年間の見直し計画ヒアリングやチームによる地域濃密指導の実施の他にも独自の経営検討会を毎月開催し、迅速に問題点を把握し解決策を検討・実行できる体制を構築しながら、関係者が一体となって取り組んでい

くこととなりました。検討会に参加するメンバーとしては、借受者をはじめ JA の常勤役員、信用、営農の担当部長、資材、購買の課長、県の出先機関である総合支庁の農業振興課・農業技術普及課、当協会となっています。

検討会では、買掛未払金の増減および支払い状況、病畜、へい死の発生数、枝肉成績、もと牛導入価格、畜特資金の返済状況、今後支払いが必要な項目や金額について、毎月分を整理して参加者がそれぞれの立場から改善策を出しあっています。

特に、もと畜費の物財費に占める割合が高く経営の負担になっていることから、毎月の経営検討会で1頭当たりの基準導入価格を設定し、それ以内に抑えるように指導しています。設定に当たっては、子牛相場の動きや、購入市場の情勢などを考慮し、本人および関係者の意見を参考に決定しています。

また、事故牛やへい死の発生により販売頭数が減少すると経営悪化が加速するため、病畜が発生した場合、原因をできる限り詳しく分析し、具体的な対策を皆で検討しています。一例として、牛舎のマセン棒に首をはさむ事故が数回発生し、検討会で取り上げられましたが、牛房の建てつけを早急に改修することにより、その後、同様な事故は発生しなくなった事例があります。

なお、令和2年以降、新型コロナの感染拡大やロシア・ウクライナ情勢、円安の進展など、飼料価格や資材等の高騰により当初の計画では想定できなかったことが多々発生し、資金繰りに苦慮してきました。そのような中であっても、毎月経営検討会を実施することにより、早め早めの対応でその都度軌道修正を行いなが

ら、借受者への対応が手遅れにならないように取り組んでいます。見直し計画の作成期間はすでに終了していますが、毎月の経営検討会は今後も継続して実施する予定としています。

おわりに

負債整理については長い期間を要し、借受者本人が手探りで不安を抱えながら経営を継続しているケースが多く、第三者が客観的に経営内容を確認し、経営方針をアドバイスすることは借受者の支えとなっています。今回紹介した事例Aのように、自己資本がマイナスで厳しい経営にあっても、本人の改善意欲、家族の協力、融資機関・関係者の支援指導により、畜特資金を上手に活用し、年間の償還圧を下げることで経営を立て直すことが可能となります。

新型コロナによる消費低迷に続き、ロシアによるウクライナ侵攻、円安による飼料費、燃油、電気料および資材費の高騰等、畜産を取り巻く情勢は厳しさを増しています。本県畜産のさらなる振興のためには法人経営・家族経営を問わず、畜産担い手の減少に少しでも歯止めをかけることができる対策について、畜産団体が連携してそれぞれの立場でしっかり実施していくことが重要です。当協会としては、これからも県内畜産農家の経営診断や各種指導・支援事業を有効的に活用し、生産者に寄り添った活動を展開するとともに、畜産団体をコーディネートする中核的な役割を果たしていきたいと考えています。

(筆者：(公社)山形県畜産協会 業務課 主幹 / 総括畜産コンサルタント)

2 畜特資金情報

令和3年度畜産特別資金等借入者の計画達成に係る実績点検結果の概要について②

(公社) 中央畜産会 資金・経営対策部

(2) 肉用牛経営

ア 計画に対する進捗状況(表2)

- ① 報告があった農家数 249 戸(経営形態別:肉専繁殖 151 戸、肉専肥育 91 戸、乳用肥育 7 戸、哺育育成 0 戸)の戸当たりの実績は、飼養頭数は 142.3 頭(計画対比 101.1%)で、畜産部門収入は 93,814 千円(同 101.0%)、畜産部門支出は 82,160 千円(同 99.4%)、家計費は 3,079 千円(同 96.6%)となり、償還財源は 18,450 千円(同 123.6%)となっています。
- ② 北海道の戸当たりの実績は、飼養頭数は 788.0 頭(計画対比 97.1%)で、畜産部門収入は 432,414 千円(同

108.9%)、畜産部門支出 401,246 千円(同 100.6%)、家計費は 6,497 千円(同 119.1%)となり、償還財源は 297,538 千円(同 133.3%)となっています。

- ③ 一方、府県の一戸当たりの実績は、飼養頭数は 131.6 頭(計画対比 100.5%)で、畜産部門収入は 88,217 千円(同 100.3%)、畜産部門支出は 76,864 千円(同 99.2%)、家計費は 3,030 千円(同 97.4%)となり、償還財源は 13,818 千円(同 119.9%)となっています。

- ④ 全国の償還財源の進捗率は、50%以下の農家が 70 戸(28.1%)、50～100%未満が 70 戸(28.1%)、100%以上が 109 戸(43.8%)となっています。

(表2) 肉用牛経営の資金別計画達成の進捗状況(一戸当たり)

(単位:千円、%)

区分	資金名	集計戸数	飼養頭数		畜産部門収入		畜産部門支出		家計費		償還財源	
			(平均)	計画対比	(平均)	計画対比	(平均)	計画対比	(平均)	計画対比	(平均)	計画対比
北海道	畜産特別資金	3	105.8	98.8	28,007	84.3	25,541	84.3	6,497	119.1	32,943	116.8
	緊急支援資金	1	2,834.5	96.9	1,645,867	110.6	1,528,361	101.6	-	-	1,091,324	135.1
	計	4	788.0	97.1	432,414	108.9	401,246	100.6	6,497	119.1	297,538	133.3
府県	畜産特別資金	82	168.2	101.4	110,519	100.7	89,911	99.2	3,707	96.5	27,030	112.4
	緊急支援資金	163	112.9	99.8	76,996	100.0	70,381	99.3	2,680	97.8	7,235	138.8
	計	245	131.6	100.5	88,217	100.3	76,864	99.2	3,030	97.4	13,818	119.9
計	畜産特別資金	85	166.0	101.4	107,572	100.5	87,585	99.0	3,818	97.8	27,244	112.6
	緊急支援資金	164	129.8	100.7	86,679	101.2	79,381	99.7	2,680	95.7	13,945	137.8
	計	249	142.3	101.1	93,814	101.0	82,160	99.4	3,079	96.6	18,450	123.6

イ 計画に対して進んでいない要因等

〔畜産部門収入〕

- ・新型コロナの影響により下期の取引価格が下落
- ・肥育舎が密飼いになったことから、枝肉重量が予定を下回った
- ・長期不妊牛および高齢牛淘汰が予定を大きく上回ったため
- ・畜舎が老朽化し、飼養環境の悪化による家畜のストレスからの生育不良および飼養管理不備により枝重・上物率が低下
- ・もと牛の高騰により導入頭数が減少し、規模が縮小したため
- ・出荷ローテーションを整えるため、自家保留に力を入れたことにより収入が減少
- ・子牛の死亡が多く、出荷減により減収

〔畜産部門支出〕

- ・もと牛相場の高騰
- ・配合飼料価格の高止まり
- ・修繕費の増加により計画比増
- ・農機具購入により支出が増加（補助金の固定資産圧縮損を計上）
- ・母牛・子牛の治療費等（農薬衛生費）の増加
- ・牛舎増設に伴い支出増加

ウ 地域で実施した指導と今後の対応

① 経営・資金管理等の指導

- ・経費および家計費の削減により購買未収金残高増加を抑制するよう指導
- ・預託飼養頭数の確保と経営改善に向け、地域の繁殖雌牛の預託をすすめ収入を確保するよう指導

- ・もと牛導入費用を抑えるため、経営検討会で導入額の上限を設定し高額なもと牛導入をしないよう指導
- ・貸付金および購買未収金の支払い状況確認のため、毎月総与信会議を開催
- ・後継者へのスムーズな継承が行えるよう、本人と後継者立会いのもと、毎月の営農口座の流れを確認
- ・家計簿をつけ、少額な家計費でも削減するよう指導

② 飼養技術・管理等の指導

- ・畜舎周りを含めた環境保全の維持を行うよう指導
- ・河川乾燥草を畜舎中央に押し込んだままの状態で、換気状況は最悪であるため、ロールなどで外に保管するよう指導
- ・生体重・枝肉重量確保に課題があったため、粗飼料（チモシー）の追加給与を中心とした給与体系に変更するよう指導
- ・枝重確保を目的とした添加剤を導入時から出荷まで使用するよう指導
- ・子牛が密飼い状態であったため、簡易牛舎を建設し子牛の飼養管理・事故防止対策を図るよう指導
- ・畜舎も増設し規模拡大を実施中であるので計画的な母牛更新と増頭を図れるよう指導

③ 疾病、事故低減対策等の指導

- ・枝肉の瑕疵（カツジョ・アタリ）の対策として除角するよう指導
- ・事故（死亡）牛発生がさらなる収益ロスとなるため事故牛抑制を図るた

め巡回を強化するよう指導

- ・ワクチン接種を継続して行うとともに、早期発見・観察により衛生管理を図るよう指導
- ・子牛育成マニュアルの実践による商品性の向上に取り組み、子牛の事故率低下を図るよう指導

④ 自給飼料の確保等

- ・粗飼料を自家生産や譲受等により確保するよう指導
- ・飼料畑集積により良質粗飼料自給率を向上するよう指導

エ 県協議会の指導・支援事項

① 経営・資金管理等の指導

- ・飼料価格が高騰しており、一時的にキャッシュフローが回らない事態も考えられることから金融機関に出荷頭数等に注視するよう指導
- ・新しい機械を導入する際は、自己資金であってもJAに相談するよう指導
- ・家畜異動状況（成畜および育成畜、子畜の生産・導入・販売・死亡廃用等）の記録・記帳を徹底するよう指導
- ・預託牛償還用の積立をするよう指導

② 飼養技術・管理等の指導

- ・高齢牛が多いため、牛の観察を頻繁に行い、きめ細かい管理をするよう指導
- ・牛が舐め上げるほど飼料が不足しているので、必ずマニュアルどおりの飼料給与を実施するよう指導
- ・粗飼料が稲ワラのための給与となっているので、特に肥育前期の乾草などで粗飼料を多給し、腹づくりを実践するよう指導

- ・分娩間隔の短縮のため発情観察、妊娠鑑定を徹底するよう指導

③ 疾病、死亡低減対策等の指導

- ・分娩検知カメラ等を活用し、事故を少なくするよう指導
- ・疾病の早期発見・治療によりダメージを軽減するよう指導
- ・事故率低減のため、子牛パドックの密を解消するよう指導

(3) 養豚経営（表3）

ア 計画達成に係る進捗状況

- ① 報告があった農家数 25 戸（経営形態別：繁殖 2 戸、一貫 21 戸、肥育 2 戸）の一戸当たりの実績は、飼養頭数は 721.6 頭（計画対比 100.2%）で、畜産部門収入は 119,852 千円（同 109.3%）、畜産部門支出は 110,549 千円（同 117.1%）、家計費は 2,566 千円（同 97.6%）となり、償還財源は 11,869 千円（同 116.8%）となっています。
- ② 全国の償還財源の進捗率は、50%以下の農家が 10 戸（40.0%）、50～100%未満が 8 戸（32.0%）、100%以上が 7 戸（28.0%）となっています。

イ 計画に対して進んでいない要因等

- ・母豚、種豚の更新がうまくいっていない
- ・過去に浮腫病、資金繰り等のため母豚更新が進まず繁殖成績が低迷
- ・寒さ対策の遅れによる子豚の死亡が多く出荷頭数が伸びない
- ・経営者が体調不良でたびたび入院したこともあり、種付けが遅れ不受胎が多く発生した
- ・夏場の猛暑の影響で発育が遅れ、出荷

(表3) 養豚経営の資金別計画達成の進捗状況（一戸当たり）

(単位：千円、%)

資金名	集計戸数	飼養頭数		畜産部門収入		畜産部門支出		家計費		償還財源	
		(平均)	計画対比	(平均)	計画対比	(平均)	計画対比	(平均)	計画対比	(平均)	計画対比
畜産特別資金	13	719.7	107.7	115,640	97.2	95,272	94.0	2,324	87.2	26,787	290.3
緊急支援資金	12	723.8	92.6	124,415	124.8	127,099	146.2	2,760	106.0	-4,291	-38.4
計	25	721.6	100.2	119,852	109.3	110,549	117.1	2,566	97.6	11,869	116.8

頭数が減少

- ・労働力の低下により繁殖・育成管理に問題が発生した
- ・分娩回転の悪化や、子豚時の事故頭数増加により技術指標が全体的に落ち込んでいる

ウ 地域で実施した指導と今後の対応

① 飼育技術・管理等の指導

- ・適正な母豚更新と指導員や獣医師および経済連による濃密的な重点指導を実施
- ・疾病対策、堆肥状況の改善、密飼いの解消に向けた取り組みとしてオールイン・オールアウトを実施
- ・生産性向上・事故率改善に向けて、作業内容の見直しと治療の徹底を実施
- ・経済連（養豚課）と連携し、肥育用もと豚導入時には養豚課技術員が立ち会いを行う等、養豚経営の安定化に向けた経営指導を実施

② 疾病、事故低減対策等の指導

- ・衛生検査を実施し、投薬プログラム等を変更
- ・下痢対策のため、ネズミ駆除を実施
- ・子豚段階での死亡対策として家保に病性鑑定と感受性検査を依頼し疾病対策を実施
- ・事故率低下のため浄化槽工事、配管

工事等設備面の改善を実施

- ・衛生プログラムの見直しで疾病対策を実施

エ 県協議会の指導・支援事項

① 経営・資金管理等の指導

- ・巡回指導チームや金融機関により、継続的に現地巡回指導や実績検討会を実施
- ・JA・経済連地区担当・本人・農場長を含めた定期の農場巡回を行い、生産性の向上支援や生産成績向上に向けた検討会を実施

② 飼養技術・管理等の指導

- ・多産次の豚を更新し補助事業により母豚を導入するよう指導
- ・指導記録が十分に記帳されておらず借入者のモニタリングが不定期であるため、指導体制のチェックを実施
- ・飼料価格は適正か、餌こぼし等の無駄が発生していないか等、農協や家保と連携して確認するよう指導

③ 疾病、事故低減対策等の指導

- ・疾病予防対策の実施および飼養衛生管理基準を遵守するよう指導

問い合わせ先

(公社) 中央畜産会 資金・経営支援部

担当：小林

TEL：03-6206-0833

FAX：03-5289-0890

●中央畜産会からのお知らせ●

日本飼養標準・肉用牛 — (2022年版) —

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 編

A4判304ページ 養分要求量算出・飼料設計診断プログラム付き

価格：定価4,400円(税込・送料別)



日本飼養標準は、わが国で飼養されている家畜・家禽の成長過程や生産性などに応じた適正な養分要求量を示したもので、わが国における家畜飼養管理の基本であり、生産現場をはじめ行政、普及、教育等の分野で幅広く活用されています。

「日本飼養標準・肉用牛」は前回改訂された2008年以降、国内外での新たな研究成果が得られ、畜産物需要の拡大に対応するため増頭・増産、牛肉の輸出拡大を反映した肉用牛の新たな飼養管理システムが模索されています。また、輸入飼料価格の高騰に伴い、飼料自給率向上への取り組みが一層求められています。

今般、これらの情勢の変化に対応するために「日本飼養標準・肉用牛」を14年ぶりに改訂しました。肉用牛経営者や支援・指導者必携の1冊です。

改訂の主な内容

- 肥育終了時体重の大型化に対応したエネルギーや蛋白質の養分要求量の見直し
- 現在の牛に対応した乾物摂取量推定式の見直し
- 自給飼料の利用拡大を図るために、肥育経営における自給粗飼料、自給濃厚飼料および製造副産物の飼料利用に関する解説の拡充
- 環境負荷物質の低減を考慮し、ふん尿、窒素および無機物排せつ量の低減やメタン抑制に関する解説の充実
- 肉用牛生産の低コスト化に向け肥育期間短縮に関する解説
- 放牧牛の養分要求量の基礎的知見の見直し
- 技術的な変化が著しい哺育期の飼養管理について新たな知見の紹介
- 養分要求量の計算ソフトと飼料成分表のバージョンアップ

お問い合わせ・お申込みは下記まで

公益社団法人中央畜産会 経営支援部 (情報)

〒101-0021 東京都千代田区外神田2-16-2 第2ディーアイシービル9階
TEL: 03-6206-0846 FAX: 03-5289-0890 Email: book@jlia.jp

3 畜産統計情報

畜産統計（令和5年2月1日現在）を公表 —肉用牛の飼養頭数は268万7000頭で、前年に比べ2.8%増加—

農林水産省 大臣官房統計部

1 調査（集計）目的

農林水産省大臣官房統計部は7月7日、令和5年2月1日現在の「畜産統計」を公表した。

畜産統計は、主要家畜（乳用牛および肉用牛ならびに豚、採卵鶏およびブロイラー）に関する規模別・経営タイプ別飼養戸数、飼養頭羽数等を把握し、わが国の畜産生産の現況を明らかにするとともに、畜産行政推進のための基礎資料を整備することを目的としている。

なお、本誌では、乳用牛、肉用牛、豚の調査結果を報告する。

2 調査（集計）対象

（1）乳用牛および肉用牛

牛個体識別全国データベース（牛の個体識別のための情報の管理および伝達に関する特別措置法（平成15年法律第72号）第3条に規定された牛個体識別台帳に記録された事項およびその他関連する記録事項をいう。以下「個体データ」という）に登録された全国の乳用牛および肉用牛の飼養者を集計の対象とした。

（2）豚

全国の豚の飼養者とした。また、複数の飼養地（畜舎）を持ち、個々に要員を配置して飼養を行っている場合、それぞれの飼養地（畜舎）を1飼養者とした。ここでいう飼養者とは、家畜を飼養する全ての者（個人または法人）のことであり、学校、試験場等の非営利的な飼養者を含む。

なお、集計方法等については農林水産省のホームページを参照（<https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/tikusan/>）。

3 調査結果

（1）乳用牛

飼養戸数は1万2600戸で、前年に比べ700戸（5.3%）減少した。飼養頭数は135万6000頭で、前年に比べ1万5000頭（1.1%）減少した。この結果、1戸当たり飼養頭数は107.6頭で、前年に比べ4.5頭（4.4%）増加した。飼養頭数の内訳をみると、経産牛は83万6600頭で、前年に比べ2万5100頭（2.9%）減少した。また、未經産牛は51万9100頭で、前年に比べ9600頭（1.9%）増加した（表1）。

乳用牛の成畜（満2歳以上の牛）飼養頭数

規模別にみると、飼養戸数は前年に比べ「200頭以上」の階層で増加したが、これ以外の階層では減少した。飼養頭数は前年に比べ「1～19頭」および「200頭以上」の階層で増加したが、これら以外の階層では減少した。なお、規模別の構成比は、「200頭以上」の階層が飼養戸数では5.4%、飼養頭数では29.7%となっている（表2）。

全国農業地域別にみると、乳用牛の飼養戸数および飼養頭数は、いずれも前年に比べ全ての地域で減少した。なお、地域別の割合は、

北海道が飼養戸数では42.7%、飼養頭数では62.1%となっている（表3）。

（2）肉用牛

肉用牛の全国の飼養戸数は3万8600戸で、前年に比べ1800戸（4.5%）減少した。飼養頭数は268万7000頭で、前年に比べ7万3000頭（2.8%）増加した。この結果、1戸当たり飼養頭数は69.6頭で、前年に比べ4.9頭（7.6%）増加した。飼養頭数の内訳をみると、肉用種は188万2000頭で、

（表1）乳用牛の飼養戸数・頭数（全国）

区 分	飼養戸数	飼 養 頭 数					1戸当たり 飼養頭数
		計	経産牛			未經産牛	
			小 計	搾乳牛	乾乳牛		
実 数	戸	千頭	千頭	千頭	千頭	千頭	頭
令和4年	13,300	1,371.0	861.7	736.5	125.2	509.5	103.1
5	12,600	1,356.0	836.6	714.5	122.1	519.1	107.6
対前年比 (%)							
5／4	94.7	98.9	97.1	97.0	97.5	101.9	104.4

注：数値については、表示単位未満を四捨五入したため、合計値と内訳の計が一致しない場合がある。なお、四捨五入の方法については、以下のURLを参照（以下同じ。）。
<https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/tikusan/gaiyou/index.html#13a>

（表2）乳用牛の成畜飼養頭数規模別飼養戸数・頭数（全国）

区 分	単位	計	成 畜 飼 養 頭 数 規 模									子畜のみ
			小計	1～19頭	20～29	30～49	50～79	80～99	100～199	200頭以上	300頭以上	
飼 養 戸 数												
実 数	戸	13,300	13,000	2,510	1,590	3,120	2,750	917	1,450	669	348	310
5	〃	12,600	12,300	2,460	1,420	2,860	2,600	871	1,430	675	350	303
対前年比	%	94.7	94.6	98.0	89.3	91.7	94.5	95.0	98.6	100.9	100.6	97.7
構成比	%	100.0	97.6	19.5	11.3	22.7	20.6	6.9	11.3	5.4	2.8	2.4
飼 養 頭 数												
実 数	千頭	1,371.0	1,353.0	59.2	61.5	175.1	256.6	120.9	287.5	392.4	281.1	17.9
5	〃	1,356.0	1,337.0	62.2	54.1	166.6	246.7	117.9	285.8	403.3	289.0	19.1
対前年比	%	98.9	98.8	105.1	88.0	95.1	96.1	97.5	99.4	102.8	102.8	106.7
構成比	%	100.0	98.6	4.6	4.0	12.3	18.2	8.7	21.1	29.7	21.3	1.4

注：1 成畜（2歳以上）には、2歳未満の経産牛（分べん経験のある牛）を含む。
2 飼養頭数は、飼養者が飼養している全ての乳用牛（成畜及び子畜）の頭数である。

（表3）乳用牛の全国農業地域別飼養戸数・頭数

区 分	単位	全 国	北 海 道	東 北	北 陸	関 東・東 山	東 海	近 畿	中 国	四 国	九 州	沖 縄
飼 養 戸 数												
実 数	戸	13,300	5,560	1,900	253	2,430	549	392	577	274	1,300	65
5	〃	12,600	5,380	1,780	237	2,260	501	357	547	261	1,230	64
対前年比	%	94.7	96.8	93.7	93.7	93.0	91.3	91.1	94.8	95.3	94.6	98.5
全国割合	%	100.0	42.7	14.1	1.9	17.9	4.0	2.8	4.3	2.1	9.8	0.5
飼 養 頭 数												
実 数	千頭	1,371.0	846.1	97.4	12.2	172.2	47.0	24.4	48.0	16.7	103.1	4.0
5	〃	1,356.0	842.7	95.8	11.8	168.0	45.3	23.3	46.7	16.1	102.1	3.9
対前年比	%	98.9	99.6	98.4	96.7	97.6	96.4	95.5	97.3	96.4	99.0	97.3
全国割合	%	100.0	62.1	7.1	0.9	12.4	3.3	1.7	3.4	1.2	7.5	0.3

注：沖縄の飼養頭数の対前年比は、小数第2位までの実数をもとに算出している。

前年に比べ7万頭（3.9%）増加した。このうち、子取り用めす牛は64万5200頭で、前年に比べ8400頭（1.3%）増加し、肥育用牛は83万500頭で、前年に比べ3万2200頭（4.0%）増加した。また、乳用種は80万4400頭で、前年に比べ2200頭（0.3%）増加した。このうち、ホルスタイン種他は23万4800頭で、前年に比べ1万2100頭（4.9%）減少し、交雑種は56万9600頭で、前年に比べ1万4300頭（2.6%）増加した（表4）。

肉用牛の総飼養頭数規模別にみると、飼養戸数は、前年に比べ「200～499頭」および「500頭以上」の階層で増加したが、これ

ら以外の階層では減少した。

飼養頭数は、前年に比べ「1～4頭」、「5～9頭」および「10～19頭」の階層で減少したが、これら以外の階層では増加した。なお、規模別の構成比は、「500頭以上」の階層が飼養戸数では2.1%、飼養頭数では43.8%となっている（表5）。

全国農業地域別にみると、肉用牛の飼養戸数は、前年に比べ全ての地域で減少した。飼養頭数は、前年に比べ全ての地域で増加した。なお、地域別の割合は、九州が飼養戸数では43.8%、飼養頭数では36.4%となっている（表6）。

（表4）肉用牛の飼養戸数・頭数（全国）

区 分	飼養戸数	飼 養 頭 数							1戸当たり 飼養頭数
		計	肉用種	子取り用 めす牛	肥育用牛	小 計	乳 用 種 ホルスタ イン種他	交雑種	
	戸	千頭	千頭	千頭	千頭	千頭	千頭	千頭	頭
実 数									
令和4年	40,400	2,614.0	1,812.0	636.8	798.3	802.2	246.9	555.3	64.7
5	38,600	2,687.0	1,882.0	645.2	830.5	804.4	234.8	569.6	69.6
対前年比 (%)									
5/4	95.5	102.8	103.9	101.3	104.0	100.3	95.1	102.6	107.6

（表5）肉用牛の総飼養頭数規模別飼養戸数・頭数（全国）

区 分	単位	総 飼 養 頭 数 規 模									
		計	1～4頭	5～9	10～19	20～29	30～49	50～99	100～199	200～499	500頭 以上
飼 養 戸 数											
実 数	戸	40,400	9,020	7,830	7,410	3,760	4,060	3,860	2,220	1,430	783
令和4年	〃	38,600	8,480	7,090	7,040	3,730	3,960	3,820	2,180	1,440	792
5											
対前年比	%	95.5	94.0	90.5	95.0	99.2	97.5	99.0	98.2	100.7	101.1
5/4											
構成比	%	100.0	22.0	18.4	18.2	9.7	10.3	9.9	5.6	3.7	2.1
令和5年											
飼 養 頭 数											
実 数	千頭	2,614.0	23.8	55.1	106.9	93.9	161.5	280.0	320.0	444.7	1,128.0
令和4年	〃	2,687.0	23.2	51.6	104.5	96.3	162.7	285.7	323.9	462.3	1,176.0
5											
対前年比	%	102.8	97.5	93.6	97.8	102.6	100.7	102.0	101.2	104.0	104.3
5/4											
構成比	%	100.0	0.9	1.9	3.9	3.6	6.1	10.6	12.1	17.2	43.8
令和5年											

（表6）肉用牛の全国農業地域別飼養戸数・頭数

区 分	単位	全 国	北 海 道	東 北	北 陸	関 東 東 山	東 海	近 畿	中 国	四 国	九 州	沖 縄
飼 養 戸 数												
実 数	戸	40,400	2,240	10,000	328	2,610	1,050	1,400	2,220	618	17,700	2,170
令和4年	〃	38,600	2,180	9,480	325	2,500	1,010	1,330	2,080	593	16,900	2,140
5												
対前年比	%	95.5	97.3	94.8	99.1	95.8	96.2	95.0	93.7	96.0	95.5	98.6
5/4												
全国割合	%	100.0	5.6	24.6	0.8	6.5	2.6	3.4	5.4	1.5	43.8	5.5
令和5年												
飼 養 頭 数												
実 数	千頭	2,614.0	553.3	334.1	20.8	281.4	125.0	90.6	128.9	60.3	941.7	78.0
令和4年	〃	2,687.0	566.4	338.5	21.1	286.9	128.1	93.9	131.8	61.3	977.4	81.0
5												
対前年比	%	102.8	102.4	101.3	101.4	102.0	102.5	103.6	102.2	101.7	103.8	103.8
5/4												
全国割合	%	100.0	21.1	12.6	0.8	10.7	4.8	3.5	4.9	2.3	36.4	3.0
令和5年												

(3) 豚

飼養戸数は3370戸で、前年に比べ220戸(6.1%)減少した。飼養頭数は895万6000頭で、前年に比べ7000頭(0.1%)増加した。この結果、1戸当たり飼養頭数は2,657.6頭で、前年に比べ164.8頭(6.6%)増加した。飼養頭数の内訳をみると、肥育豚は751万2000頭で、前年並みとなり、子取り用めす豚は79万1800頭で、前年に比べ2700頭(0.3%)増加した(表7)。

肥育豚の飼養頭数規模別にみると、飼養戸数は、前年に比べ「2000頭以上」の階層で増加したが、これ以外の階層では減少した。

飼養頭数は、前年に比べ「1～99頭」、「100～299頭」、「1000～1999頭」および「2000頭以上」の階層で増加したが、これら以外の階層では減少した。なお、規模別の構成比は、「2000頭以上」の階層が飼養戸数では30.0%、飼養頭数では75.7%となっている(表8)。

全国農業地域別にみると、豚の飼養戸数は、前年に比べ全ての地域で減少した。飼養頭数は、前年に比べ北海道、東海、中国、四国および九州で増加したが、これら以外の地域では減少した。なお、地域別の割合は、九州が飼養戸数および飼養頭数のいずれも31.5%となっている(表9)。

(表7) 豚の飼養戸数・頭数(全国)

区 分	飼養戸数	子取り用めす豚のいる戸数	飼 養 頭 数					1戸当たり飼養頭数	子取り用めす豚
			計	子取り用めす豚	種おす豚	肥育豚	その他		
	戸	戸	千頭	千頭	千頭	千頭	千頭	頭	頭
実 数									
令和4年	3,590	2,750	8,949.0	789.1	30.0	7,515.0	615.4	2,492.8	286.9
5	3,370	2,640	8,956.0	791.8	26.8	7,512.0	625.4	2,657.6	299.9
対前年比(%)									
5/4	93.9	96.0	100.1	100.3	89.3	100.0	101.6	106.6	104.5

(表8) 肥育豚の飼養頭数規模別飼養戸数・頭数(全国)

区 分	単位	計	肥 育 豚 飼 養 頭 数 規 模								肥育豚なし
			小計	1～99頭	100～299	300～499	500～999	1,000～1,999	2,000頭以上	3,000頭以上	
飼 養 戸 数											
実 数	戸	3,450	3,230	320	316	318	686	633	958	662	221
令和4年	〃	3,240	3,040	292	269	280	627	603	972	646	196
5											
対前年比	%	93.9	94.1	91.3	85.1	88.1	91.4	95.3	101.5	97.6	88.7
5/4											
構成比	%	100.0	93.8	9.0	8.3	8.6	19.4	18.6	30.0	19.9	6.0
令和5年											
飼 養 頭 数											
実 数	千頭	8,914.0	8,550.0	21.2	80.4	157.2	578.7	1,020.0	6,692.0	5,913.0	364.0
令和4年	〃	8,921.0	8,542.0	21.3	90.3	133.1	521.0	1,023.0	6,753.0	5,873.0	378.9
5											
対前年比	%	100.1	99.9	100.5	112.3	84.7	90.0	100.3	100.9	99.3	104.1
5/4											
構成比	%	100.0	95.8	0.2	1.0	1.5	5.8	11.5	75.7	65.8	4.2
令和5年											

注：1 飼養戸数・頭数には、学校、試験場等の非営利的な飼養者は含まない。

2 飼養頭数は、各階層の飼養者が飼養している全ての豚(子取り用めす豚、肥育豚、種おす豚及びその他(肥育用のもと豚等)を含む。)の頭数である。

(表9) 豚の全国農業地域別飼養戸数・頭数

区 分	単位	全国	北海道	東北	北陸	関東・東山	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
飼 養 戸 数												
実 数	戸	3,590	203	435	121	937	292	53	73	131	1,130	219
令和4年	〃	3,370	191	413	108	884	281	48	70	120	1,060	195
5												
対前年比	%	93.9	94.1	94.9	89.3	94.3	96.2	90.6	95.9	91.6	93.8	89.0
5/4												
全国割合	%	100.0	5.7	12.3	3.2	26.2	8.3	1.4	2.1	3.6	31.5	5.8
令和5年												
飼 養 頭 数												
実 数	千頭	8,949.0	727.8	1,604.0	208.5	2,170.0	574.8	44.4	314.0	293.5	2,800.0	211.7
令和4年	〃	8,956.0	759.6	1,574.0	200.9	2,153.0	586.9	41.6	324.9	301.0	2,818.0	195.9
5												
対前年比	%	100.1	104.4	98.1	96.4	99.2	102.1	93.7	103.5	102.6	100.6	92.5
5/4												
全国割合	%	100.0	8.5	17.6	2.2	24.0	6.6	0.5	3.6	3.4	31.5	2.2
令和5年												

4 農畜産業振興機構からのお知らせ

各種交付金単価の公表について

1. 肉用牛肥育経営安定交付金（牛マルキン）〔令和5年5月分〕

令和5年5月に販売された交付対象牛に適用する畜産経営の安定に関する法律（昭和36年法律第183号）第3条第1項に規定する交付金について、肉用牛肥育経営安定交付金交付要綱（平成30年12月26日付け30農畜機第5251号）第4の6の（5）のオの規定および同（5）のカの規定により準用する同（1）から（4）までの規定に基づき標準的販売価格および標準的生産費ならびに交付金単価を公表します。

また、当該交付対象牛に係る交付金の交付については、概算払を行います。標準的生産費および交付金単価の確定値については、令和5年8月上旬に公表する予定です。

(表1) 肉専用種の交付金単価（概算払）

算出の区域	肉用牛1頭当たりの 標準的販売価格	肉用牛1頭当たりの 標準的生産費	肉用牛1頭当たりの 交付金単価(概算払)※1	算出の区域	肉用牛1頭当たりの 標準的販売価格	肉用牛1頭当たりの 標準的生産費	肉用牛1頭当たりの 交付金単価(概算払)※1
北海道	1,144,981 円	1,283,623 円	117,777.8 円	静岡県	1,177,898 円	1,253,479 円	61,022.9 円
青森県	1,166,249 円	1,251,098 円	69,364.1 円	新潟県	1,231,345 円	1,217,087 円	—
岩手県		1,211,312 円	33,556.7 円	富山県		1,233,613 円	—
宮城県		1,245,783 円	64,580.6 円	石川県		1,227,032 円	—
秋田県		1,246,712 円	65,416.7 円	福井県		1,228,331 円	—
山形県		1,206,466 円	29,195.3 円	岐阜県※2	1,412,614 円	1,280,673 円	—
福島県		1,251,778 円	69,976.1 円	愛知県	1,138,013 円	1,244,357 円	88,709.6 円
茨城県		1,267,647 円	73,774.1 円	三重県		1,239,916 円	84,712.7 円
栃木県	1,177,898 円	1,264,025 円	70,514.3 円	滋賀県	1,199,785 円	1,262,276 円	49,241.9 円
群馬県		1,274,596 円	80,028.2 円	京都府		1,269,560 円	55,797.5 円
埼玉県		1,261,564 円	68,299.4 円	大阪府		1,232,635 円	22,565.0 円
千葉県		1,232,780 円	42,393.8 円	兵庫県※2	1,393,493 円	1,276,578 円	—
東京都		1,236,273 円	45,537.5 円	奈良県	1,199,785 円	1,320,913 円	102,015.2 円
神奈川県		1,253,340 円	60,897.8 円	和歌山県		1,271,543 円	57,582.2 円
山梨県		1,203,385 円	15,938.3 円	鳥取県	1,182,038 円	1,262,159 円	65,108.9 円
長野県		1,250,892 円	58,694.6 円	島根県		1,242,623 円	47,526.5 円

(つづく)

算出の区域	肉用牛1頭当たりの標準的販売価格	肉用牛1頭当たりの標準的生産費	肉用牛1頭当たりの交付金単価(概算払)※1	算出の区域	肉用牛1頭当たりの標準的販売価格	肉用牛1頭当たりの標準的生産費	肉用牛1頭当たりの交付金単価(概算払)※1
岡山県	1,182,038 円	1,224,758 円	31,448.0 円	佐賀県	1,210,493 円	1,247,316 円	26,140.7 円
広島県		1,246,524 円	51,037.4 円	長崎県		1,244,381 円	23,499.2 円
山口県		1,241,874 円	46,852.4 円	熊本県		1,245,606 円	24,601.7 円
徳島県	1,225,045 円	1,248,116 円	13,763.9 円	大分県		1,240,313 円	19,838.0 円
香川県		1,263,339 円	27,464.6 円	宮崎県		1,251,787 円	30,164.6 円
愛媛県		1,234,297 円	1,326.8 円	鹿児島県		1,247,203 円	26,039.0 円
高知県	1,210,493 円	1,177,221 円	—	沖縄県	1,285,971 円	1,195,769 円	—
福岡県		1,245,875 円	24,843.8 円				

(表2) 交雑種・乳用種の交付金単価 (概算払)

	肉用牛1頭当たりの標準的販売価格	肉用牛1頭当たりの標準的生産費	肉用牛1頭当たりの交付金単価(概算払)※1
交雑種	717,987 円	736,580 円	9,733.7 円
乳用種	486,055 円	539,325 円	40,943.0 円

※1 肉用牛1頭当たりの交付金単価(概算払)は、配合飼料価格安定制度における四半期別の価格差補填の発動がないものとして算出した肉用牛1頭当たりの標準的生産費(見込み)と、肉用牛1頭当たりの標準的販売価格との差額に、100分の90を乗じた額から7,000円を控除した額です。

※2 ※2を付した岐阜県および兵庫県については、都道府県標準販売価格が、全国一律を区域として算出した標準的販売価格に、都道府県標準販売価格の標準偏差の2倍の額を加えた額を上回ったため、単独で標準的販売価格の算定を行っています。

注) 令和2年4月末日から令和3年5月末日までに負担金の納付期限を迎える登録肉用牛のうち、負担金の納付期限を猶予した登録肉用牛について、交付金の交付がある場合は、国費分のみ(4分の3相当額)の支払いとなります。

2. 肉豚経営安定交付金(豚マルキン)〔令和5年度第1四半期〕

令和5年4月から6月までの算出期間(令和5年度第1四半期)における畜産経営の安定に関する法律(昭和36年法律第183号)第3条第1項に規定する交付金については、肉豚経営安定交付金交付要綱第4の5の(5)の規定により算出した見込みの標準的販売価格および見込みの標準的生産費がそれぞれ下記のとおりとなり、前者が後者を下回らなかったことから、概算払はありません。

なお、今回の算出期間における確定値については、8月上旬に公表する予定です。

(表3) 肉豚経営安定交付金単価について

算出期間	令和5年4月から6月まで
肉豚1頭当たりの見込みの標準的販売価格	44,557 円/頭
肉豚1頭当たりの見込みの標準的生産費	42,840 円/頭
肉豚1頭当たりの見込みの交付金単価※	— (概算払なし)

※ 肉豚1頭当たりの見込みの交付金単価は、肉豚1頭当たりの見込みの標準的生産費と肉豚1頭当たりの見込みの標準的販売価格との差額に100分の90を乗じた額から1,100円を控除した額です。